若者に対する職業能力開発関係資料

第5回職業能力開発の今後の在り方に関する研究会

平成26年9月8日 厚生労働省職業能力開発局

1. 若者をめぐる現状

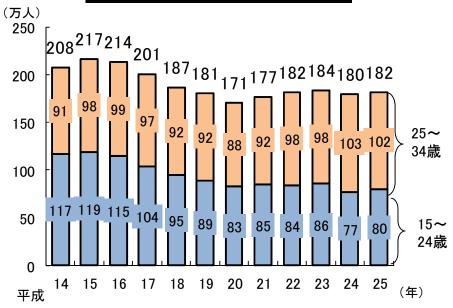
フリーター数は、平成25年で182万人

○ フリーター数は217万人(平成15年)をピークに5年連続で減少した後、平成21年以降、180万人前後で推移。

ニート数は、平成25年で60万人

○ 二一ト数は、平成14年以降、60万人台で推移。

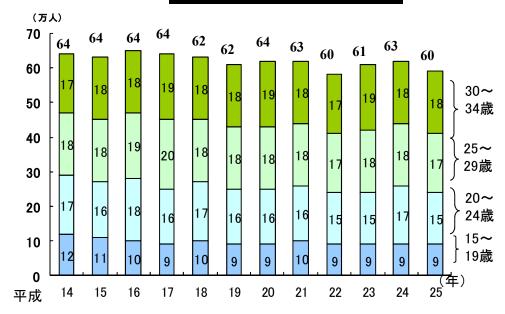
フリーターの数の推移(年齢別)



資料出所:総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」

- (注) フリーターの定義は、15~34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の 者のうち、以下の者の合計。
 - 1 雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
 - 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
 - 3 非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者

ニートの数の推移(年齢別)

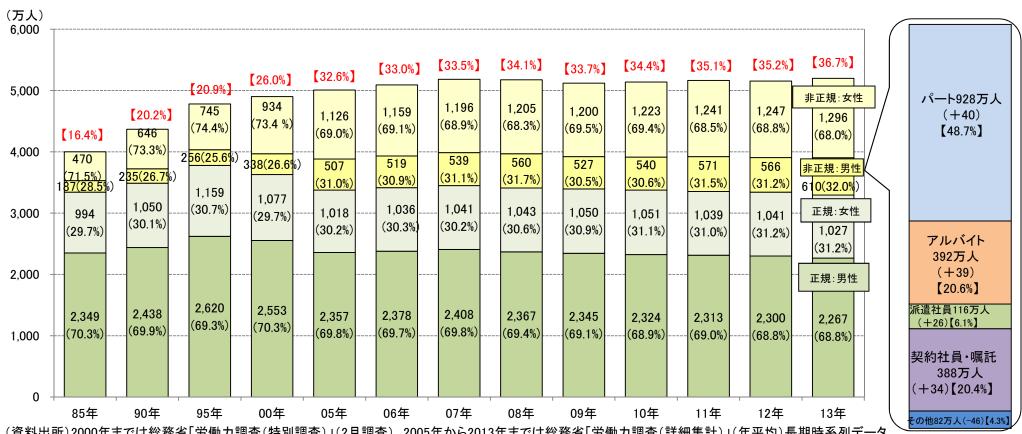


資料出所:総務省統計局「労働力調査(基本集計)」

(注)「二一ト」の定義は、15~34歳の非労働力人口のうち、家事も通 学もしていない者。

- 〇 非正規雇用は、95年から05年までの間に増加し、以降現在まで緩やかに増加(役員を除く雇用者全体の36.7%)。 なお、直近(2014年7月現在)では、1,939万人(37.0%)。
- 正規雇用は、95年から05年までの間に減少し、以降その数はわずかに減少。

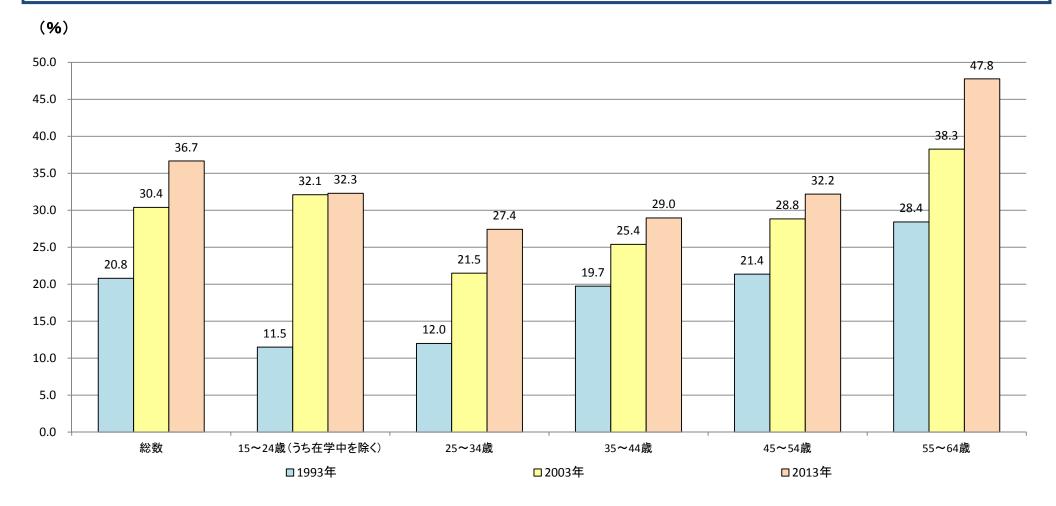
※総務省「労働力調査(基本集計)」(2014年7月分)。なお、月単位の公表は2013年1月から開始。季節的変動があるため留意が必要。



(資料出所)2000年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2005年から2013年までは総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列データ (注)1)2005年から2011年までの数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)に切替え集計した値。

- 2)2011年の数値及び前年差は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値。
- 3)雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
- 4) 正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。
- 5) 非正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

- 〇 役員を除く雇用者に占める非正規雇用の労働者の割合は、すべての年齢層で上昇。
- 15~24歳層では、1993年~2003年にかけて大きく上昇。

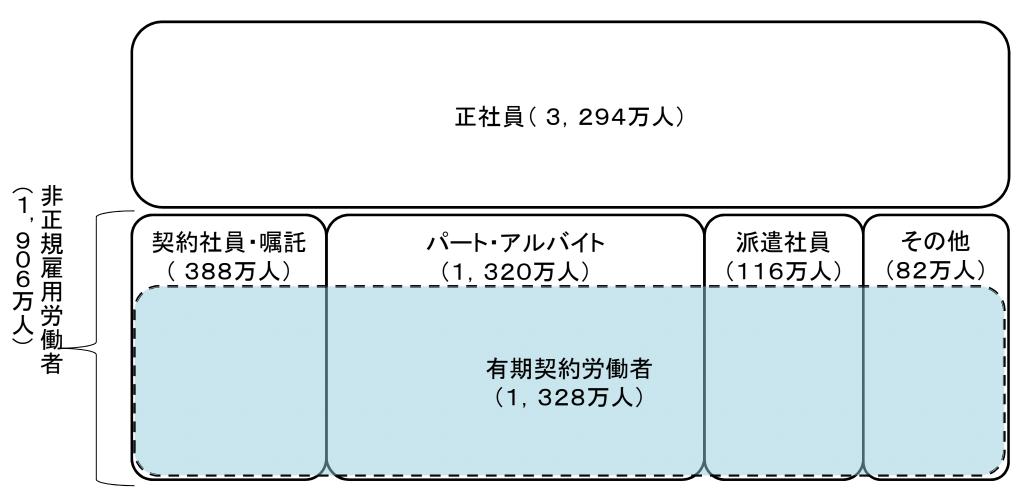


(資料出所)総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)及び総務省「労働力調査(詳細結果)」(年平均)長期時系列表

- 注) 1 1993年における15~24歳(うち在学中を除く)については、当時の公表値(非農林業)の「うち在学中」の者を除いている。
 - 2 非正規雇用の労働者:勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員・嘱託」「その他」である者。
 - 3 割合は、各年齢層における役員を除く雇用者に占める非正規雇用労働者の割合。

○ 非正規雇用労働者の約7割が、有期労働契約(期間の定めのある労働契約)となっている。

役員を除く雇用者(全産業): 5,201万人



(資料出所)総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成25年平均)

- (注)1)雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
 - 2) 非正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
 - 3) 有期契約労働者: 「有期の契約」「臨時雇・日雇」を合計したもの。

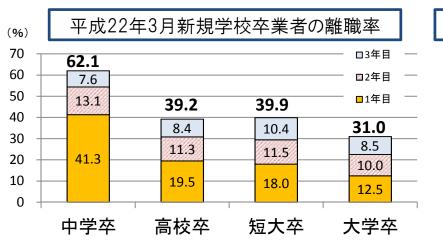
- 不本意非正規雇用労働者数については、25~34歳が75万人(全体の約23%)となっており、各年齢層のなかでもっとも多い人数となっている。
- また、年齢層のなかで不本意非正規雇用労働者割合についても、25~34歳は26.9%と他の年齢階層が10%代であり、ほかの年齢層に比べて高い。

	人数(万人)	各年齢層における割合(%)
全体	327	18. 4
15~24歳	29	14. 3
25~34歳	75	26. 9
35~44歳	71	19. 2
45~54歳	64	18. 5
55~64歳	66	17. 4
65歳以上	21	10. 3

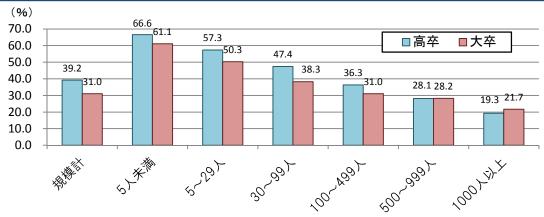
(資料出所)総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成26年4~6月期平均)

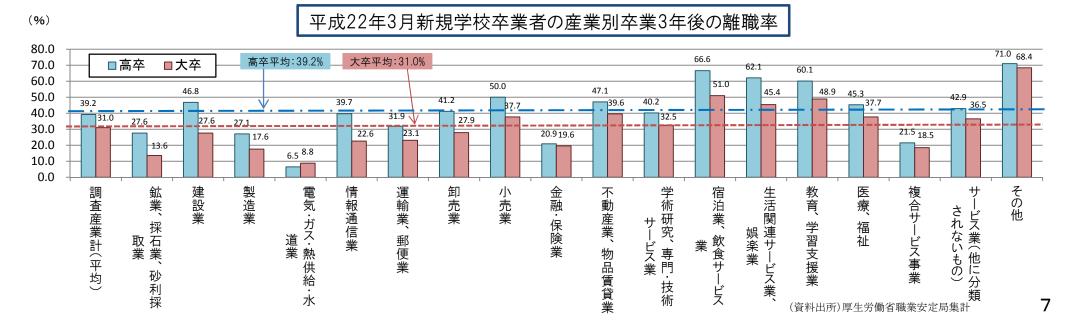
- 注) 1)雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
 - 2) 非正規雇用労働者: 勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
 - 3)不本意非正規:現職の雇用形態(非正規雇用)についた主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者。 割合は、非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態についた主な理由に関する質問に対して、回答をした者の数を分母として算出している。

〇 新規学卒者の離職状況について、産業別・事業所規模別の離職率を公表(平成25年10月末)。 公表した離職率データについては、事業所規模が大きいほど離職率が低い等の傾向が見られた。

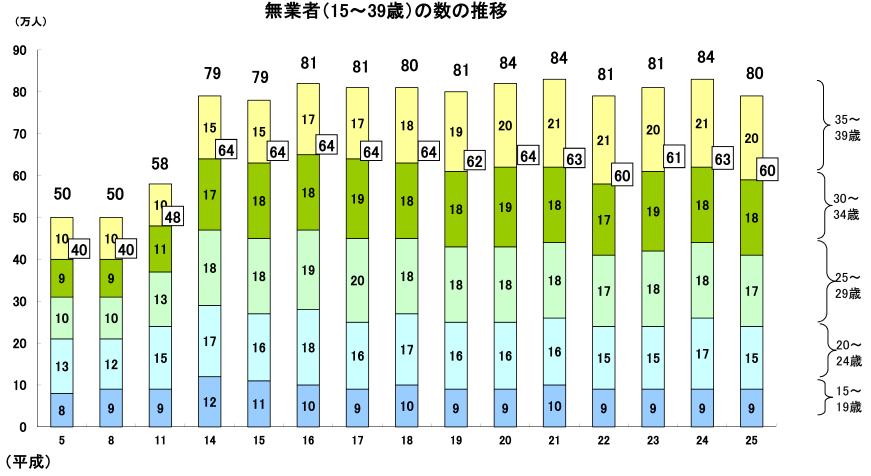


平成22年3月新規学校卒業者の事業所規模別卒業3年後の離職率





- 〇 15~39歳の無業者の数は、平成14年以降約80万人で推移し〔平成25年80万人〕、35歳以上については、平成20年以降20万人台で推移。
- このうち35歳未満のニートの数は、平成14年以降60万人台の水準で推移〔平成25年60万人〕。



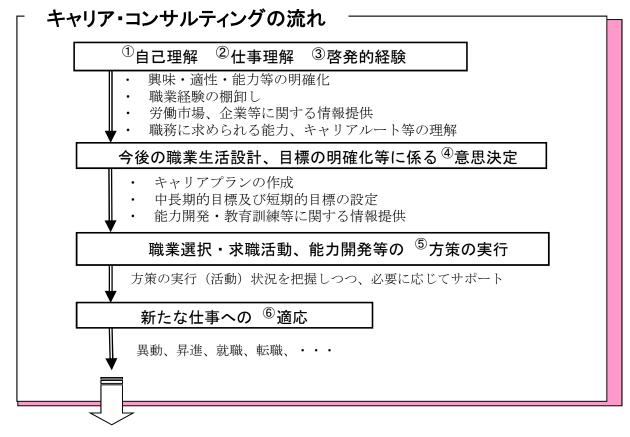
(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

(注)「ニート」の定義は、15~34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者

2. 若者に対する職業能力開発に係る現行制度・施策

〇 キャリア・コンサルティングとは

キャリア・コンサルティングとは「個人が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練等の職業能力開発を効果的に行うことができるよう個別の希望に応じて実施される相談その他の支援」をいう。 なお、キャリア・コンサルティングは、下記のような個別相談を中心としながらも、こうした取組みに関する組織への働きかけ、社会への教育普及活動といった側面も非常に重要であるとされている。



<u>職務経験や教育訓練の受講等を積み重ねて</u> いくことによる、段階的な職業能力の形成 +ャリア形成

※ キャリアとは一般に、「経歴」、「経験」、「発展」さらには、「関連した職務の連鎖」等と表現され、 時間的持続性ないし継続性を持った概念。「職業能力」は「キャリア」を積んだ結果として蓄積。

- キャリア・コンサルタントは、個人の適性や経験等に即した職業選択や能力開発を支援する相談(キャリア・コンサルティング)を担う人材であり、「キャリア・コンサルティング技能士」、「標準レベルキャリア・コンサルタント」、ジョブ・カード講習を修了した「登録キャリア・コンサルタント」から成る。
- 平成25年度末現在のキャリア・コンサルタント養成数は、約87,000人。
- これらキャリア・コンサルタントは、企業、需給調整機関、教育機関等の幅広い分野で活躍。

キャリア・コンサルティング技能士(1級・2級)

検定

○ 技能検定職種のひとつとして実施されているキャリア・コンサルティング技能検定(1級(指導レベル)及び2級(熟練レベル))合格者。全国で約5,500人(平成25年度末現在)。

標準レベルキャリア・コンサルタント

資格

- キャリア・コンサルタント養成講座(140時間。厚生労働省が示した養成モデルカリキュラム(※)を満たすもの)の 受講等を経て、キャリア・コンサルタント能力評価試験に合格した者等。全国で約39,500人(平成25年度末現在)。
 - ※ キャリア・コンサルティングを行うための基本的知識やスキル(キャリア理論、カウンセリング理論、職業能力開発、人事労務管理・ 労働関係法の知識、カウンセリング・スキル、適性検査等)

登録キャリア・コンサルタント(ジョブ・カード講習受講者等)

- ジョブ・カード講習(※)(14時間以上※※)を修了した者等。
 - ※ ジョブ・カード制度の概要、ジョブ・カードの作成支援、交付方法等
 - ※ キャリア・コンサルタント有資格者のほか、人事・労務関係業務の経験がある等一定の要件を満たす者も受けることができる。
 - ※※一部の有資格者等、キャリア・コンサルティングの基礎知識を有する者は、講座の一部の受講が免除される。

キャリア・コンサルタント養成数の推移

平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
約4.3万人	約4.7万人	約5.3万人	約6.2万人	約7.0万人	約7.5万人	約8.1万人	約8.7万人 1

ジョブ・カードの活用

第5回職業能力開発の今後の在り方に関する研究会

日標

平成32年までに300万人(平成20年~平成26年度2月末実績105万人)

達成に向けた主な取組

1. 訓練(職業能力形成プログラム)の際のジョブ・カードの活用

累計:96.3万人

雇用型訓練

訓練開始<u>前</u>にジョブ・カードを交付、訓練修了後ジョブ・カードにより能力評価(交付数(平成20年度~):6.6万人)

公共職業訓練

(離職者訓練、学卒者訓練)

訓練中にジョブ・カードを交付、訓練修了時にジョブ・カードにより能力評価 (交付数(平成23年度~):41.8万人)

求職者支援訓練

訓練中にジョブ・カードを交付、訓練修了時にジョブ・カードにより能力評価(交付数(平成23年度~):18万人)

基金訓練

(平成23年度で終了) (交付数(平成21年~平成23年度):29.9万人)

(2) 一般求職者等へのジョブ・カードの活用

累計:8.7万人

一般求職者

- ○ハローワークにおける一般求職者への交付 (交付数(平成20年度~):3.6万人)
- ○高齢期の再就職支援のための「再就職支援のための「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」の交付

(平成21年~)

学生

○大学等のキャリア教育、就職活動等における学生用ジョブ・カードの活用促進(文科省と連携)

(交付数(平成24年度~): 0.6万人)

○学生用ジョブ・カードを活用した中小企業の円滑な新卒者採用推進のための調査(平成25年度)

在職者

○在職者に対するジョブ・カード普及のための実務者会議 (報告書 【25年5月】)による検討

その他 (実習型雇用に係る交付等)

- 企業における活用促進
- ・地域ジョブ・カードセンター(各地商工会議所)等によるジョブ・カード普及サポーター企業の開拓 【平成23年度~】 公表企業数(平成26年2月末時点) 13,905社

●求職者支援訓練は「省令」、求職者支援訓練以外はすべて「通達」により指示

雇用型訓練

平成25年5月16日付け能発第0516第18号「「ジョブ・カード制度」の一層の推進について」の改正について」等により、訓練開始前のジョブ・カードの交付、訓練終了時のジョブ・カードによる能力評価の実施を通知

公共職業訓練(離職者、学卒者)受講者

平成24年1月20日付け能能発第0120第1号、能実発第0120第1号、能形発第0120第1号「離職者訓練、学卒者訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング及び能力評価の実施について」等により、訓練期間中、訓練終了時のジョブ・カードの交付・活用を通知

求職者支援訓練受講者

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則」第2条13号において、訓練中、訓練終了前のジョブ・カードの記載を規定

求職者

- ・平成21年2月10日付職発第0210002号、能発第0210002号「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード様式の策定について」により高齢期の再就職支援への「職業キャリアが長い方向けのジョブ・カード」の活用を通知
- ・平成25年5月16日付け職首発第0516第4号、能実発第0516第3号「ハローワークにおけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの業務について」等により、適性・能力の明確や求職活動を行うにあたっての不安を解消する必要性が特に高く、担当制・予約制によるまとまった相談時間を確保して相談している求職者に対しては、積極的にジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施することを通知

学生用ジョブ・カード

平成24年6月19日付け24生生推第19号、能実発第0619第1号、能形発第0619第1号「学生用ジョブ・カードの開発及び活用について」 等により、就職活動、インターンシップ等における学生用ジョブ・カードの活用を通知

若年技能者人材育成支援等事業(ものづくりマイスター制度等)

第5回職業能力開発の今後の在り方に関する研究会

- 若者のものづくり、技能離れ等の実態を踏まえ、技能尊重機運の醸成、産業活動の基礎となる技能者の育成を図るため、 「ものづくりマイスター」の開拓・認定、活用(技能検定・競技大会の課題を用いた実技指導等)による技能継承、その他地域関係者の創意工夫による技能振興の取組を推進するため、「若年技能者人材育成支援等事業」を実施(平成25年度~)。
- 平成26年度は、学生生徒を含む若者にものづくり産業・技能の魅力を発信し、人材確保・育成に資する観点から、「ものづくりマイスター」による技能検定受検を目指す若者への実技指導等の総合的取組を重点的に推進。(「目指せマイスター」プロジェクト)

<事業スキーム>

中 央 (民間団体に委託)

都道府県 (民間団体に委託)

※「ものづくりマイスター」の認定条件<u>:製造、建設技能111職種</u>(機械加工(旋盤等)、機械組立、建築大工、造園等)を対象とし、①<u>技能士</u> (1級以上)、技能五輪全国大会等成績優秀者等、②<u>実務経験15年以</u> 上、③技能の継承等の活動の意思・能力を有する者

〈「ものづくりマイスター」の認定〉

→ ものづくりマイスター認定数 3,116名(平成25年度末)



〈「ものづくりマイスター」の活用支援〉

- ○マイスターの効果的な活用に資する好事例等の 資料作成・活用
- ○マイスターの指導技法に講習等を通じた支援

〈地域の取組に対する支援の実施〉

- ○技能士の資質向上に資する教材の開発
- ○若手技能者の人材確保、育成・定着に関する企業のモデル事例の開拓・PR
- ○技能検定に関する若者、学校関係者への集中的 な周知広報 等

!地方公共団体、経済団体、教育機関関係者等との連携会議の開催

〈「ものづくりマイスター」の開拓〉∼業界団体、技能士関連団体等と連携し開拓 **〈「ものづくりマイスター」の派遣指導〉** ※都道府県域を越えマッチング

- ○若年技能者に対するマイスターによる実技指導 等
- ○地域の教育機関関係者・学生等に対する「ものづくりの魅力」の発信
 - ・学校へのマイスターの講師派遣による技能検定受検を目指す若者へ実技指導
 - ・学生等を対象とした訓練施設等見学会の開催(マイスターによる実演・講義等)
 - ・学校の教師を対象とした『ものづくりの魅力』講座等の開催
 - ・学生を対象としたマイスター所属事業所での職場体験実習の実施
 - ・技能検定に関する若者、学校関係者への集中的な周知広報等

〈地域関係者の創意工夫による事業実施〉

○地域における技能振興

ex. イベント(『ものづくり体験教室』や『製作実演』等)



〈企業・業界団体、教育訓練機関〉

若者のものづくり業界への誘導・若年技能者の人材育成、技能尊重機運の醸成等

- 〇 国は、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための長期課程の訓練を実施(高卒者等2年間)。
- 〇 都道府県は、職業に必要な基礎的な技術・知識を習得させるための長期課程の訓練を実施(高卒者等1年~2年間、中卒者等2年間)。

	普通課程 (中学・高等学校卒業者等を対象にした1 ~2年間の訓練)	専門課程 (高等学校卒業者等を対象にした2年間の訓練)	応用課程 (専門課程修了者等を対象にした2年間の訓練)
実施施設	職業能力開発校	職業能力開発大学校 職業能力開発短期大学校 等 (ポリテクカレッジ)	職業能力開発大学校 等 (ポリテクカレッジ)
目的	地域の実情に応じ、地域産業に必 要な多様な技能・知識を労働者に 養成	高度なものづくり人材を育成するため、技 術革新に対応できる高度な知識・技能を兼 ね備えた実践技能者を養成	高度な技能・技術や企画・開発能力等を習得し、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる人材を育成
訓練時間	中卒者等(2,800時間(1年につき概ね1,400時間)以上)、高卒者等 (1,400時間以上)	2,800時間(1年につき概ね1,400時間) 以上	2,800時間(1年につき概ね1,400時間)以上
訓練科	OA事務科、機械加工科、 自動車整備科、木造建築科 等	生産技術科、電子情報技術科、電気エネル ギー制御科 等	生産機械システム技術科、 建築施エシステム技術科 等
受講料	各都道府県で定める額。	390,000円(1年間:高齢・障害・求職者雇用支援機構 実施分) *別途、入学金169,200円が必要	390,000円(1年間:高齢・障害・求職者雇用支援機構実施分) *別途、入学金112,800円が必要

亚成04年度兴港学物	合計		高齡•障害•求職者雇用支援機構		都道府県	
平成24年度受講者数 	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率	受講者数(人)	就職率
学卒者訓練	18,561	93.9%	5,903	97.8%	12,658	92.7%

事業の概要

○ 企業実習又は0JTとこれに密接に関連した教育訓練機関における0FF-JTを組み合わせにより実施し、 訓練修了時に能力評価を行う訓練制度。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び 都道府県において実施。

1. 専門課程・普通課程活用型

訓練期間:9か月以上3年以下

対象者:高校卒業者等

受講料:原則有料 就職率:94.1% 実施主体:ポリテクカレッジ、都道府県 主な訓練コース例:メカトロニクス技術科、

港湾·物流科、電気技術科

2. 短期課程活用型

訓練期間:6か月以上1年以下

対象者:フリーター等

受講料:無料 就職率:90.1% 実施主体:ポリテクセンター、都道府県 主な訓練コース例:機械加工技術科、 電気設備科、左官技術科

3. 委託訓練活用型

訓練期間:4か月以上6か月以下

対象者:離職者等

受講料:無料 就職率:75.4%

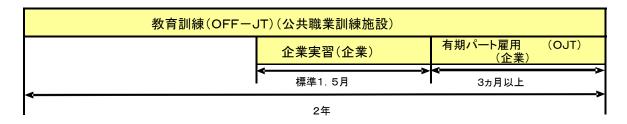
実施主体:民間教育訓練機関等

(都道府県より委託)

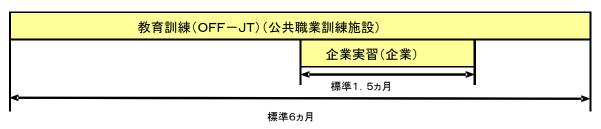
主な訓練コース例: 介護サービス科、 OA事務科、医療事務科

(実施例)

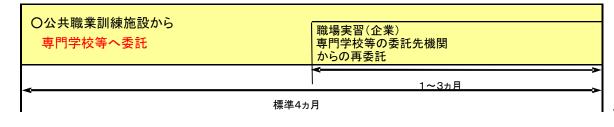
※企業実習期間中は必要に応じ、巡回指導等を実施。



(実施例)



(実施例)



地域の関係機関の協働(地域レベルのコンソーシアム)による職業訓練コースの開発

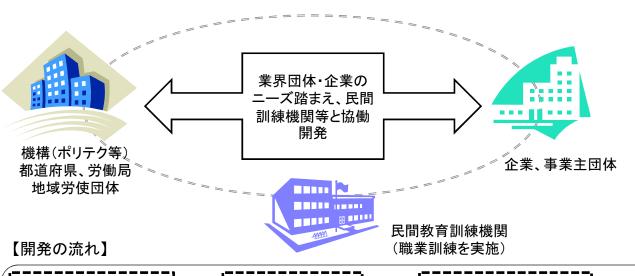
第5回職業能力開発の今後の在り方に関する研究会

- 失業者の再就職を支援するための公的職業訓練は、約8割(83%)は民間教育訓練機関が実施。
- 不安定な就労の若者の安定的な就職の実現、育成、成熟産業から成長産業への労働移動の支援を進めるためにも、企業・業界団体、民間教育訓練機関、行政機関が協働して、より就職可能性を高めるための職業訓練コース(1年以内の短期プログラム)の開発・検証を行う。

【現状と課題】

- ・ 民間機関を活用した訓練として、介護・IT(情報通信)・経理事務等が多く実施されているが、分野によって就職率についてもバラツキがある。
- ・ また、ハローワークで求人が多いもの、求職者が少なく求人倍率が高い分野(営業やSE等)で<u>ミスマッチが発生</u>。
- 不安定な就労をくり返す若年層等は、人材育成機会に恵まれにくい。

【地域レベルのコンソーシアム】 関係者間のネットワークを構築し、企業・事業主団体が求める知識・能力を 職業訓練に取り込む連携体制の構築



企業ニーズ等を踏まえ、属性に応 に、社会人基礎力、専門能力、現

企業二一ス等を踏まえ、属性に応じ、社会人基礎力、専門能力、現場実践力などを補強することにより、就職可能性を高める訓練モデルを開発(全国10ヶ所)

※北海道、宮城、千葉、東京、長野、 愛知、大阪、広島、愛媛、福岡

地域訓練協議会等に おける職業訓練ニー ズの把握や整理



開発する分野・内 容を選定



地域レベルのコンソーシアムの参加機関・訓練実施機関の募集(企画競争)



民間教育訓練機関 での試行実施(委 託訓練)



実施プログラムの検証、普及促進



第5回職業能力開発の今後の在り方に関する研究会

- 〇 若者の数が減っているにもかかわらず、ニート(※1)の数は近年、60万人超で高止まり。
 - ※1 ニートとは、15~34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者
- 二一トの若者が、将来生活保護に陥ることのないよう、経済的に自立させ、社会の支え手とすることが必要。
- このため、地域若者サポートステーション(「サポステ」)において、地方自治体と協働し(※2)、

※2 地方自治体から予算措置

①一人一人に応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、職場体験等

支援が必要な若者 🛖 🛖

- ②学校と連携した中退者支援等、
- ③若年無業者等集中訓練プログラム事業(一部のサポステで実施)
- 等、地域ネットワークを活用した就労支援を実施。(H18年度~。若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等が実施。)

地域若者サポートステーション (全国160箇所) ○サポステ相談支援事業 ・キャリア・コンサルタント等による職業的自立に向けた専門的相談 各種セミナー等を通じた啓発 教育機関 • 職場体験等 ・他の支援機関に誘導(リファー) ○サポステ・学校連携推進事業 ・支援が必要な中退者等に対する支援 地域社会 自治会、 (一部のサポステで実施) 町内会等 〇若年無業者等集中訓練プログラム事業 合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に実施。 ・職場実習(OJT訓練)による基礎的能力の付与 就職活動の基礎知識等の獲得 商工会・商店街 地域ネットワークを活用した支援 NPO等 公民館 保健・福祉機関 地方自治体

【サポステの実績の推移】



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
設置箇所数	25	50	77	92	100	110	116	160	160

サポステによる支援と利用者のイメージ (平成26年度)



第5回職業能力開発の今後の在り方に関する研究会

ニート等の若者のうち、就労の意思はあるものの様々な課題をかかえている者。

(二一ト等の若者:15~39歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者)

- 「働きたいけど、どうしたらよいのかわからない・・・」
- ☑「働きたいけど、自信が持てず一歩を踏み出せない・・」 自分になにかできるとは思えない など
- □ 「働きたいけど、人間関係の躓きで退職後、ブラ ンクが長くなってしまって・・・」

- ☑ 生活リズムが不規則(昼夜逆転)
- ☑ コミュニケーションが苦手で・・・・不安
 - 大勢の中で活動できない
 - 1対1なら話しができるが集団のなかでは話せない
- 守ろうとしても時間が守れない



相談支援

個別相談:キャリア・コンサルタントによる個人の状態に応じた 相談支援

- ・課題、問題点の洗い出し
- ・個別支援計画の作成、目標設定
- 各種プログラム後のふりかえり

保護者からの相談 も受付

小さな成功体験の積 み重ねを繰り返す

ステップアップのプログラム

コミュニケーション能力向上のための訓練など

職場見学・職場体験



○地域の若者支援機関や学校等と連携 〇中退者等を対象とした訪問支援

その他、サポステによっては 〇合宿形式を含む生活面等のサポートと職場 実習、資格取得講座などを組み合わせた訓練 プログラム を実施



ハローワーク などを経て 社会へ 踏み出す (進路決定)

進路決定内訳 8割が就職。 残りは、職業 訓練、進学など

平成25年度地域若者サポートステーション事業の実績



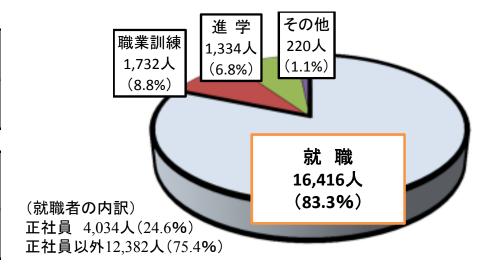
第5回職業能力開発の今後の在り方に関する研究会

1. 利用者数等実績

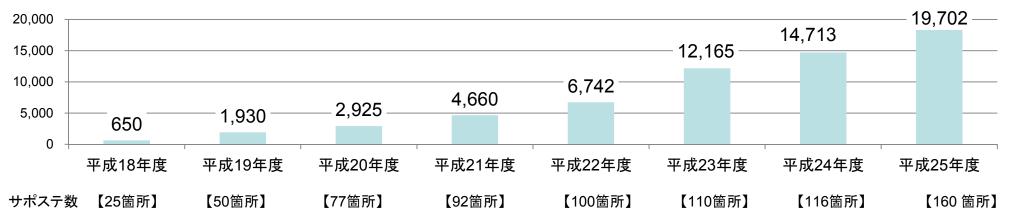
サポステ数 (箇所)	新規登録者数 (人)	(人)
160	43,229	19,702

のべ来所者数 (人)	相談件数(件)	セミナー参加 者数(人)
639,083	451,461	293,050

2. 進路決定者の内訳



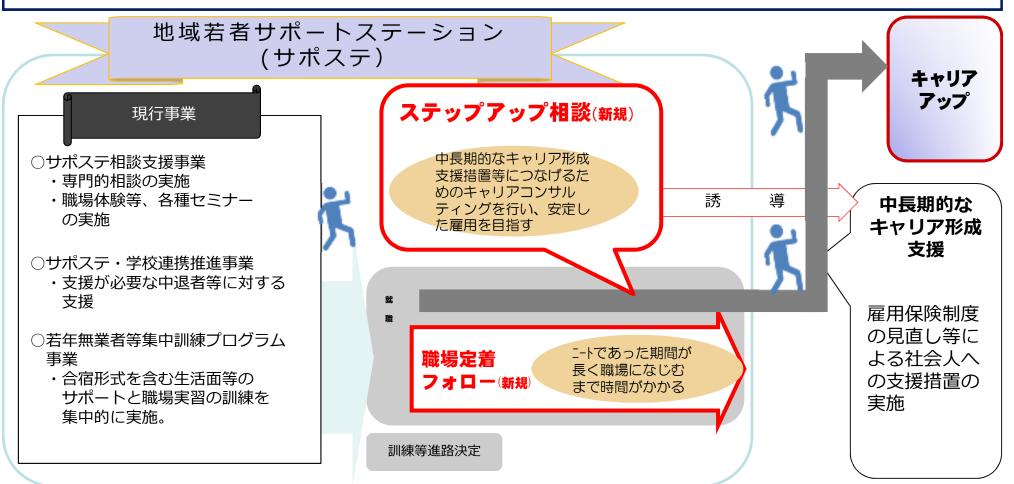
3. 進路決定者数の推移



サポステ卒業者ステップアップ事業

第5回職業能力開発の今後の在り方に関する研究会

〇 二一トの若者の就労を支援する「地域若者サポートステーション」(愛称:サポステ、平成18年度より事業開始)を活用し、サポステの支援を受けて就職した者を対象に、新たに職場定着フォローをはじめ、中長期的なキャリア形成支援措置につなげるなど、安定した就職機会にキャリアアップできるよう、ステップアップのための相談支援を行う。



現行事業は、就職するまでを支援。ステップアップ事業は、サポステによる支援を経て就職した若者を支援。